益田市配食サービスについて

資料1-2

（内容）配達時にお弁当を手渡しし、併せて安否の確認及び健康状態の把握を行います。

　　　　本人が不在の場合や健康状態等で心配なことがある場合、緊急時等には、事前に話し合われた安否確認の取り決めに従い対応します。

（回数）１日１食です。

（利用料金）ご飯とおかず　１食450円

　　　　　　おかずのみ　　１食400円

（利用対象者）市内に住所を有する65歳以上の高齢者のうち、一人暮らしや高齢者のみの世帯。

　　　　　　　自身の食事を調理することが困難で、かつ栄養改善が必要なもの。

　　　　　　　生活状況、健康状態等を定期的に把握する必要があると市長が認めるもの。

　　　　　　　介護認定の有無は問わない。

（利用に際し補足）調理で入っていなければ、訪問介護サービス利用日も可

★利用の流れ★

　　　　　　申請前に高齢者福祉課へ相談してください。配食サービスが必要な理由や状況、ご本人さんの生活状況等について確認します。

　相談

介護支援専門員または地域包括支援センター職員（以下CM等とする）を通して、高齢者福祉課へ申請書類を提出してください。

申請

　　　　　　 【申請書類】益田市地域支援事業申請書

　　　　　　　　　　　　 個人現況情報

　　　　　　　　　　　　 ケアプランまたは介護予防サービス計画書

高齢者福祉課にて申請内容を確認し、対象として適当と判断した場合には『決定通知書』を、適当でな

審査

いと判断した場合には、『却下通知書』をCM等へ送付します。

　　　　　　　※通知書は２枚（原本と写し）を送付します。原本はご本人（またはご家族）へお渡しし、写しは担当

CM等でご査収ください。

担当の配食サービス委託事業所からお弁当が届くので、取り決めに従いお弁当を受け取ってください

利用

　　　　　　　【注意事項】

・事前に外出などで不在にすることが決まっている場合　➡　担当のサービス事業所に連絡をする

　　　　　　　・入院など長期的に休止する場合　➡　市と担当のサービス事業所に連絡をする

　　　　　　　・事前連絡がなく不在、返事がない場合　➡　安否確認の取り決めに従い対応する

　　　　　　　・安否が危ぶまれる場合　➡　安否確認の取り決めに従い対応する

翌月に配食サービス委託事業所からお弁当代を請求されます。支払い後の領収書は必ず受け取るよう声掛けをお願いします。ハートクックのみ、市の納付書での支払いになるので、CM等は申請時に支払い機関（ゆうちょか銀行）を確認してください。

請求

入院、施設入所等で配食サービスの利用を廃止する場合は、市へ連絡し、CM等を通して『廃止情報提供書』を提出してください。市からサービス事業所へ廃止の旨を連絡します。市からCM等へ『廃止通知書』を２枚送付します。※１

廃止